

国民年金保険料の納付は「口座振替」が便利でお得です!

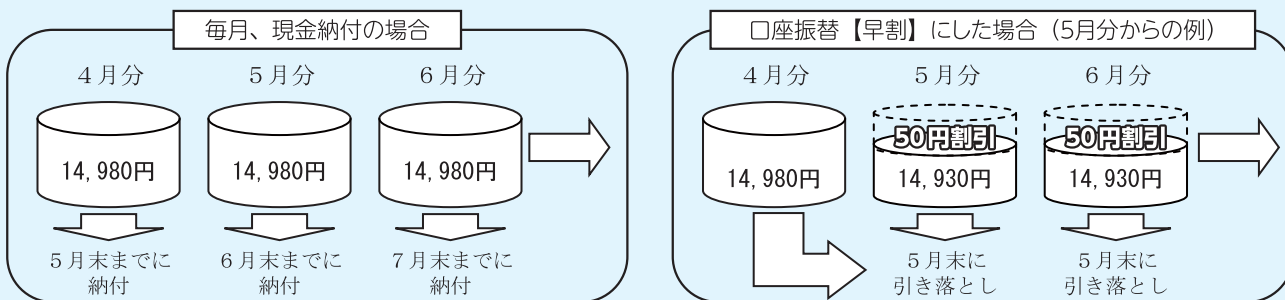
国民年金保険料の納め忘れはありませんか? 「忙しくて・・・」、「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付は、便利で安心、確実な口座振替をお勧めします。

安心 自動引落しで納め忘れの心配がありません	便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます	簡単 1度の手続でOK 手数料もかかりません	お得 早割・前納の利用で保険料が割引に
----------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------

当月末の口座振替【早割】
保険料を当月末の口座振替【早割】にすると
月々50円(年間600円)のお得!

注：以下の保険料額は平成24年度の額です。(平成25年度以降の保険料額は、毎年度、物価変動率等により計算されます。)



1年度分または6ヶ月分の口座振替による前納は『もっとお得』

平成24年度保険料額	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付(納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替)	14,980円	—	89,880円	—	179,760円	—
毎月振替【早割】(当月末振替の口座振替)	14,930円	50円	89,580円	300円	179,160円	600円
6ヶ月前納(現金納付)	—	—	89,150円	730円	178,300円	1,460円
6ヶ月前納(口座振替)	—	—	88,860円	1,020円	177,720円	2,040円
1年前納(現金納付)	—	—	—	—	176,570円	3,190円
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	175,990円	3,770円

※一部免除(一部納付)されている方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります。

前納のお申し込みは、1年度分及び上期6ヶ月分(4月分～9月分)は2月末までに、また、下期6ヶ月分(10月分～翌年3月分)は8月末までに申し込みが必要となります。

平成25年度分保険料の口座振替による前納をご希望の方は、申し込み期限が間近です。早急に手続きを!

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または役場町民課、年金事務所へお申し出ください。

詳しくは、[稚内年金事務所\(電話0162-32-1941\)](tel:0162-32-1941)または[町民課保健福祉グループ\(電話5-1115内線160・告知端末機5-8816\)](tel:5-1115)にお問い合わせください。